

平成22年12月21日

関東東北産業保安監督部

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 第82条第1項に基づく報告徴収について

関東東北産業保安監督部は、液化石油ガス販売事業者及び保安機関である株式会社三和商会に対し、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく立入検査を実施しました。

その結果、同法の規定に反し、法令に定める実施すべき保安業務の一部を実施していないものがあることを確認しました。

このため、本日、同法の規定に基づき、同社の全事業所について、期間内に保安業務を実施していない件数について報告するよう指示しました。

1. 事実関係

関東東北産業保安監督部は、平成22年11月9日、液化石油ガス販売事業者及び保安機関である株式会社三和商会に対して液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号、以下「液石法」という。）に基づく立入検査を実施しました。

その結果、液石法第27条に定める実施すべき保安業務の一部を実施していないものがあることを確認しました。

2. 報告徴収の概要

本日、同社に対し、液石法第82条第1項に基づき、上記営業所を含む同社における実状を確認するため、以下の事項について平成23年1月11日までに報告するよう指示しました。

- (1) 法令に基づく点検・調査について、実施しなければならない数（事業所ごとの数及びその合計）
- (2) 法令に基づく点検・調査について、期限内に実施されていないものの数（事業所ごとの数及びその合計）

3. 今後の対応

関東東北産業保安監督部は、同社からの報告の内容を踏まえ、一般消費者等の保安の維持・確保が図られるよう、法令違反に対しては厳正に対処してまいります。

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省 原子力安全・保安院 関東東北産業保安監督部保安課

課長：天野

担当：横田・楠瀬・田中

電話：048-600-0294 (ダイヤルイン)